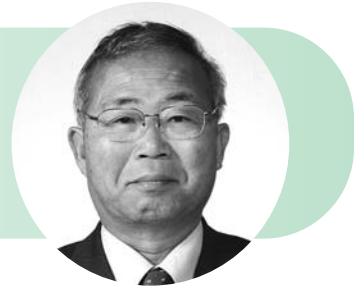


三 宮 十 五 郎 議 員



障害者手当を以前の状態に戻すよう、県に要請を

問

福祉について聞く。

(1) 県在宅重度障害者手当【手】を以前の状態に回復するよう、県に求めてほしいがどうか。

在宅の障害者への手当。月7千円と16、100円の2種類があり、受給には所得等に制限がある。

20年度より、65歳以上の人が新たに手帳を取得した場合、支給額月7千円の「第2種」に該当しても、支給対象外となった。



(2) 高齢者や障害者が安心して暮らすため、国に(各種福祉)制度改善や努力を強く要請してほしいがどうか。

(3) 介護認定者に、身体障害者手帳(以下「手帳」)を取得する条件を満たした人が、かなりいると思う。

現在の介護認定者の手帳取得者の割合と、未取得者に対する取得支援はどう行っているのか。

(4) (手帳取得に必要な、医師が作成する診断書発行に伴う)医師会の協力、行政のサポートに尽力してほしいがどうか。
(5) 国民健康保険税減免は、その世帯の(前年)年間所得が33

万円以下でなければならず【手】(生活保護基準であっても)対象にしないのか。

市の減免規定の一つ。適用には①前年の世帯所得が33万円以下②申請前の3カ月間の平均収入が一定以下の場合①の②両方を満たす必要があったが、9月より①は廃止された。

(6) 3障害(身体・知的・精神)を同一(サービスマニュアル)を同一(サービスマニュアル)に沿ったよう、(精神障害者医療)制度の改善に尽力してほしいがどうか。

(7) ハンディを持った人が安心して(助成制度等)を活用できる仕組みに改善してほしいがどうか。

市長会等で提案したい

答 市長

(1) 西尾張9市の市長会、県・市の懇談会等で、市の議案として提出していきたい。
(2) さまざまな社会保障問題について、県、国に対していろんな角度から要望して

いきたい。

答 介護高齢課長

(3) 要介護認定者847人のうち、重度の障害者は213人、25%である。

介護認定者の中に(ほかにも)手帳交付対象者もいるので、今後はその旨を本人に伝え、交付を希望する場合は、申請してもらうよう指導していく。

答 民生部長

(4) 医師会と(必要に応じ、国の基準通りに)診断書を作成するよう)調整をする。

また(診断書を発行する)指定医ができるかを調整する。

(5) 9月から、(前年所得要件を廃止し)直近の3カ月間の収入が生活保護基準(の1.1倍)を下回る人は、減免対象にする。

(6) 今後、(県等への要望を)検討していく。

答 福祉課長

(7) 手帳交付時に、その人の障害区分に応じた該当する支援を説明し、申請漏れのないようにしている。